

協議第120号

平成16年10月12日確認

合併の期日について

合併の期日について別紙のとおり提出する。

平成16年7月5日提出

平成16年10月12日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康 雄

協議項目	2 合併の期日(修正案)	調整の内容(案)	平成18年1月1日とする。
関係項目			

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律の概要(平成16年5月26日公布)

経過措置に関する事項

平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行の合併特例法の規定を適用する。(施行期日は、公布の日とする。)

調整案の理由

- 1 合併期日について各市町村から出された意見の中で、多くの団体が円滑に新市に移行できるとする期日が望ましいこと。
- 2 平成18年度は当初から新たな制度で事業を実施する必要があり、そのための予算等について、事前に新市長、新市議会での検討・審議の日程が1か月半程度確保できること。